

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 25 日

各務原市内介護保険サービス事業所
及び有料老人ホーム等の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

令和 3 年度介護保険制度改正に関する質問の受付について

日頃より市行政及び市介護保険行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、現在、介護保険制度改正に関する質問の受け付けについては、主に電話において行っているところです。

さて、新年度を迎えるにあたりまして、業務がより増大かつ複雑化することが想定されます。これを踏まえて、当面の間、制度改正に関するご質問については、メール又は FAX による受け付けのみとさせていただきます。お手数をおかけいたしますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 質問方法

別添「令和 3 年度介護保険制度改正に関する質問票【各務原市】」に記入の上、メール又は FAX にて施設指導係宛てに送付してください。

メール： kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp

FAX： 058-383-6365

2 期間 令和 3 年 3 月 25 日から当面の間（解除の際は改めてお知らせいたします。）

3 備考

- ・提出する様式に関する事などの軽微な質問の場合は電話にて行っていただいてもかまいません。
- ・ご質問の内容によっては、回答に日数を要する場合がございます。
- ・厚生労働省から Q&A 等が発出された場合は、メール等で随時お知らせいたしますので、ご確認ください。

各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係	
TEL	058-383-2067（直通）
FAX	058-383-6365
MAIL	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp